

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する全ての者に門戸を開き、多くの優秀な人材を受け入れる。)

・多様な人材を国内外から積極的に受け入れるため、女子学生や留学生の増加に向けた取組を継続する。また、英語で学位が取得できる学部及び大学院のコースにおいて、優秀な留学生の獲得や円滑な受入れを継続実施する。

・推薦入試の実施に向けて、具体的な実施方法等の検討や高等学校等との調整等を進める。

・英語で学位が取得できる学部及び大学院のコースにおいて、優秀な留学生の獲得や円滑な受入れを継続実施する。また、秋期入学の環境整備に向けて、関係他大学や企業等との連携協力を図りつつ、学内における検討を進める。

(中期目標：前期及び後期の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。)

・新たな学事暦の導入に向けて、学生・教員の国際的な流動性の向上や学びの質の向上・量の確保に留意して、4ターム制の検討を進める。また、大学院の学事暦についても検討を進める。

・学部前期課程において、初年次教育の充実を図るとともに、後期教養教育、Early Exposureに関する実施設計を検討する。また、前期課程・後期課程の円滑な接続に留意しつつ、学事暦の見直しを踏まえたカリキュラムについて検討する。

・進学振分け制度について、学士課程としての一体性を高めつつ、評価尺度の多元化の観点に立った見直しを行う。

・学習支援の一環としてGPAを活用するとともに、能動的学習の普及やeラーニングの活用などによる教育方法の改善について検討する。

・ボランティア等の体験活動や留学生との交流の促進、サマープログラムの拡充などによる、多様な体験の機会を学生に提供する。

・大学院科目等履修生制度等の運用を通じて、学部学生が早期に大学院における学習へのアクセス機会を拡大する。

(中期目標：総合研究大学として、大学院課程を通じ、未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富み国際的に活躍できる研究者、高度専門職業人等、社会の先頭に立つ人材を育成する。)

・修士課程では、専門性を深め、幅広い分野の知識の習得を可能とするプログラム等を提供する。

・博士課程では、引き続き、博士学位の質を確保しつつ授与を促進する。また、博士課程学生及び博士課程修了者向けキャリアイベントを通じて、キャリア形成支援を行う。

・専門職学位課程では、国内外で活躍しうる高度専門職業人を着実に育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学問や社会の変化に対応して教育体制を見直し、優れた教員を適切に配置するととも

に、その教育力を向上させる。)

- ・4ターム制の導入に対応する教育内容・方法の改善、教育の国際化の具現化等について検討する。
- ・国内外から多様で優れた教員を確保するため、柔軟な人事上の方策を進める。
- ・社会人を積極的に受入れるため、社会の要請に対応する教育内容を提供するとともに、社会人特別選抜等を活用する。
- ・優れた人材を教育支援者として配置するため、ティーチング・アシスタント (TA) の積極的な活用を進める。
- ・フューチャーファカルティプログラムを着実に実施する。また、学生の授業評価の活用、教員の教育業績の評価等を推進し、ファカルティ・ディベロップメントを推進する。
- ・学生生活実態調査及び大学教育の達成度調査等を実施し、その結果を教育活動の点検・改善に活用する。また、卒業生、修了生や就職先等の関係者に対して学習成果の測定に関する調査を実施する。

(中期目標：多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。)

- ・学習・研究環境の改善のため、図書館等の充実を図るとともに、「理想の教育棟」の整備を推進する。また、バリアフリー、課外活動促進等のための改善策について、可能なものから順次実施する。
- ・教育に関する情報提供等を促進するため、ICTを活用した教育を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学習支援や学生生活に伴う各種の相談に応ずる体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。)

- ・学生の主体的な学習や、適切な科目履修のための支援を充実させるとともに、多様な入学生に対する支援の在り方を検討する。
- ・学生や教職員等を対象とした啓発活動を推進するなど、学生のメンタルヘルス等に関する取組を充実させる。
- ・日本人学生及び外国人留学生のキャリア相談体制の充実とともに、卒業生との交流を推進し、教養学部前期課程学生へのキャリア形成支援の取組を実施する。

(中期目標：有為な人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生の経済的支援を充実する。)

- ・既存の経済支援を実施するとともに、大学独自の多様な奨学制度の仕組みを充実させる。
- ・国際宿舎(目白台、新豊島)の工事に着手するとともに、活用可能な民間等物件の有効活用に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：総合研究大学として、人文学・社会科学から自然科学に至るまで多様な分野で世界最高水準の研究を実施する。)

- ・国際高等研究所の強化・支援等、全学的研究環境の整備等により、基礎的・基盤的研究、先端的研究、学際的・学融合的研究を推進する。
- ・共同利用・共同研究拠点では、制度の趣旨を踏まえ、継続的・安定的な運営体制の下、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。
- ・総長室総括委員会の下の研究機構等について、適切な評価を実施するなど、その活動を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：研究の多様性を堅持しつつ、適正かつ機動的な教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。)

- ・柔軟な人事上の措置を促進するとともに、総長裁量枠等を活用し、研究の多様性維持に配慮しつつ、資源の配分を行う。
- ・優秀な若手研究者のポスト確保及び育成のため、各種の制度の運用を実施する。
- ・リサーチ・アドミニストレーター制度の確立に向けた検討を進める。また、リサーチ・アシスタントについては、国のプロジェクト制度を積極的に活用しつつ、拡充を図る。
- ・外部資金等を適切に活用しつつ、全学的な研究環境の維持・向上を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(中期目標：社会との連携を通じ、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献する。)

- ・課題解決が急がれる社会の諸問題に関する、研究開発を推進する。
- ・国内外企業との共同研究の創出など連携協力を推進し、知的創造サイクルを活性化させる。
- ・産学連携活動促進のための「テクノロジー・リエゾン・フェロー研修」を実施するとともに、より実務的な研修を目指し、地域におけるイノベーション創出追求に向けた形態の検討を進める。

(中期目標：社会に開かれた大学として、大学の知に対する社会的ニーズに応えるとともに、その普及・浸透に貢献する。)

- ・「UTokyo Research」等を活用し、学術情報発信を充実する。また、公開講座や社会人向けプログラム等を活用し、生涯教育、アウトリーチ活動等を充実させる。
- ・所蔵する学術標本・図書・史料等を、良好な保全・管理状態に置くために、修復・保全等の整備を進めるとともに、図書館・博物館等を通じた展示公開等を通じて、教育機関をはじめ広く社会一般が東京大学の知に触れる機会を増進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究の国際化を推進し、我が国の世界的存在感を高めるとともに、国際協力関係を醸成し、人類社会に貢献する。)

- ・国際化をより一層推進するため、「東京大学国際化長期構想」の進捗状況を確認し、改善及び見直しを行う。
- ・先端宇宙理学研究領域における国際共同研究の推進及び教育環境の整備を図るための検討を行う。

- ・優秀な外国人留学生の受け入れを促進するため、海外拠点等を活用してリクルーティングや広報活動を展開する。また、外国人留学生に対して、日本語教育の充実を図る。
- ・日本人学生に対する外国語教育を強化・拡充するため、「グローバルリーダー育成プログラム」を実施する。
- ・日本人学生の海外留学等の着実な増加を推進するため、海外留学及び国際体験活動の情報提供の強化を図るとともに、日本人学生と外国人留学生等との交流を推進する。

(中期目標：世界に開かれた大学にふさわしい教育研究環境を充実させる。)

- ・二国間の学長会議の開催や国際大学連合への参画などを通じて、国際的な連携を強化するとともに、既存の海外拠点の活動基盤を強化する。
- ・外国人教員・研究者の雇用を推進するため、宿舍入居申請業務に係るオンラインシステムの運用と機能の改善を進める。
- ・国際化に対応した業務体制の充実に向け、国際業務対応能力向上させるため、国内外における研修等を実施する。

(3) 平成24年度補正予算（第1号）に関する目標を達成するための措置

(中期目標：平成24年度補正予算（第1号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。)

- ・事業計画を策定し、投資事業を実施する会社を設立する。また、事業化推進型共同研究への支援を通じて事業化に向けた研究開発及び大学発ベンチャー等への資金や人材等の支援を推進する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(中期目標：大学病院としての医療の質の向上を図り、良質な医療人の養成、先端医療開発を推進しつつ、適切な運営基盤を確保する。)

- ・「HOMAS2」の導入に向けて、開発の進捗管理とともに、全国立大学附属病院間での比較分析の実施に向けた準備を進める。
- ・大学病院臨床試験アライアンスのノウハウを基にして、臨床研究の連携体制の構築に着手する。
- ・地域診療への貢献、災害時の高度医療の持続、病理診断の更なる普及を目指すため、病理遠隔診断環境を充実する。
- ・臨床研修医の評価や要望を継続的に調査し、研修プログラムの充実を図る。
- ・多職種連携を基盤とした医療人育成に引き続き取り組む。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(中期目標：附属学校の設置目的を踏まえた教育研究の在り方を示し、中等教育学校のモデル校としての役割を果たす。)

- ・教育学研究科・教育学部との連携による共同研究を推進する。また、学部授業科目「教職実践

演習」の実施に協力するとともに、大学院の必修授業科目における教育現場活用の場面でも協力する。

・運動施設の整備充実に努めるとともに、大学院生の研究フィールドの拠点および教育実習生の拠点としての場の確保を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(中期目標：総長のリーダーシップの下、各部局の自律性を活かして全学的な協調を図り、活力ある組織運営を行う体制をつくる。)

・「行動シナリオ」について、最終フォローアップを実施し、データ等に基づく進捗状況を検証し、総括する。また、教職員の協働による次期中期目標・中期計画の検討を進める。

・総長裁量経費を確保し、総長のイニシアチブによる教育研究事業を実施する。また、各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。

・教育研究組織の再編成を進めるとともに、教育の国際化を一層推進するために必要な組織体制の構築に資する調査を行う。

(中期目標：組織を支える教職員の力が最大限発揮される環境を整備する。)

・年俸制給与の適用拡大などの雇用形態や雇用条件等の柔軟な運用により、優秀な人材を確保する。

・女性教職員や外国人教員の割合を高めるなど教職員の多様性を促進しつつ、能力・適性に応じた人事を推進する。

・教員評価制度運用指針に基づき、各部局に政策動向や学内外の特色有る取組等を情報提供し、教員評価を促進する。

・採用に際しては、引き続き高度な資格や資質等を有する優秀な職員の採用を行うとともに、高い専門性を持って教育研究を支援する職員の育成を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。)

・本部業務を再点検し、業務のスリム化、効率化と質の向上の観点から見直しを行う。業務改革総長賞受賞課題の全学展開を進め、業務改革に対する教職員の一層の意識向上を図る。

・業務の効率化や迅速化のため、次期事務用情報システムを導入する。また、情報システム構築ガイドラインを策定する。学務システムの統合に伴う、事務手続きの見直しにより、業務負荷の軽減と関連周辺業務システムを融合する仕様を策定する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資金の安定確保に関する目標を達成するために必要な措置

(中期目標：教育研究等の質の向上を目指し、必要な収入を確保する。)

・既存の自己収入の見直しを図るとともに、新たな自己収入の方策の実施について検討を進める。

・病院収入の増加について、適切な人員配置による加算の確保などの取組を進める。また、資金

運用について、詳細な資金繰り計画表を基に短期・長期の運用を行う。

- ・外部資金の公募、新規事業・制度の改正等に関する情報を外部資金ポータルサイト等に掲載し、学内への迅速かつ的確な情報提供を行う。また、受け入れた研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。
- ・長期目標である TODAI2000 の達成に向けて、多様な渉外活動を一層展開する。

2 資金の効果的使用に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学内資金を効果的に配分し、有効利用に取り組むとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。)

- ・各教育研究分野の多様性と特性を踏まえ、基盤的経費の措置や間接経費等による学内資源再配分機能の強化を図り、教育研究環境の整備、教育改革等、学内資金の効果的配分を行う。
- ・資金の有効利用を推進するため、効果の高い調達取組を継続実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(中期目標：資産の有効活用を推進する。)

- ・詳細な資金繰り計画を基に、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づき安全性と効率性を考慮した長期運用を行う。
- ・一時的に使用していない土地・建物等の不動産について貸付を促進するなど、資産の効率的運用に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(中期目標：世界最高水準の総合研究大学としてふさわしい自己点検・評価を実施し、結果を積極的に公表するとともに、大学運営の改善に資する。)

- ・各部局において自己点検・評価を進め、その結果を社会に公表する。
- ・全学的な教育研究の活性度の状況を調査・集積する。また、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用するため、自己点検・評価並びに全学的な調査分析を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学が有する情報発信媒体の全てを活用し、教育研究の成果を国内外に広く発信する。)

- ・プレスツアーの実施や、UTokyo Research の学術情報コンテンツの充実等により、教育研究活動等の情報発信を推進する。
- ・海外からのアクセスを考慮し、東京大学ホームページ(英文)のリニューアルを進める。また、中国語、韓国語のウェブサイトのコンテンツの充実・改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応する良好なキャンパス環境整備を推進する。)

- ・各地区キャンパスの整備計画等を基に、PFI 事業も含め計画的にキャンパス・施設の整備を進める。
- ・省エネルギー対策を継続実施するとともに、実験系の効果的な省エネルギー方策を検討する。
- ・安全・安心で快適なキャンパスの整備に向け、耐震診断法定外建物の診断について計画に基づき実施するとともに、バリアフリーについては緊急性の高いものから順次整備を推進する。
- ・新営・改修建物の延べ面積の 20%を目途として、共同利用スペースを確保する。また、共用研究設備システムの運用を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。)

- ・安全教育・講習の充実を推進するとともに、放射線取扱者等管理システムの仕様を策定する。
- ・学内で排出される廃棄物について、安全かつ計画的な処理・処分を推進する。

(中期目標：事故、災害、環境汚染等の未然防止と被害の軽減に取り組むとともに、情報セキュリティの強化を推進する。)

- ・防災に備えた連絡体制の強化に向け、部局と連携した防災訓練を実施する。また、地方公共団体と、避難場所等について検討を行う。
- ・情報を適切に管理・運用するため、情報セキュリティ・ポリシーの下で教職員に対する情報リテラシー及び情報セキュリティ研修を行い、情報セキュリティ意識の向上と啓発を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究等の諸活動に関係する法令等の的確な遵守のための取組を推進する。)

- ・法令等を厳格に遵守するよう学内のコンプライアンス体制の充実強化を図る。また、学内構成員の一人一人が高い倫理観を持って行動するよう研修等を通じて意識の向上を図る。
- ・ハラスメント防止委員会等において、ハラスメント防止対策及び啓発活動等を実施する。
- ・研究費の不正使用防止に向けて、体制を一層強化する。また、不正防止計画を見直すとともに、再発防止に向け、教職員への周知徹底を推進する。
- ・東京大学薬品管理システム (UTCRIS) を活用して化学物質管理の徹底を推進する。また、構成員への化学物質管理の徹底及び意識啓発のための講習会を開催する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金限度額

200 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要となる

対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1 外 47, 139. 17 m²）を譲渡する。
2. 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010 外 6, 673. 92 m²）を譲渡する。
3. 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（静岡県湖西市新居町新居字吹寄下 191. 36 m²）を譲渡する。
4. 渋谷宿泊所の土地の全部（東京都渋谷区渋谷一丁目19-13 外 658. 01 m²）を譲渡する。
5. 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1 外 2, 453. 55 m²）を譲渡する。
6. 第二武蔵野寮の土地の全部・建物一棟（土地：東京都三鷹市大沢二丁目365-12 2, 170. 65 m²、建物：建築面積109. 51 m²）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建築について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建築について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
【施設整備費補助金】	総額	施設整備費補助金 (14, 059)
・（本郷）講堂改修	23, 447	大学資金 (6, 900)
・（本郷）ライフライン再生（防災設備）		船舶建造費補助金 (0)
・（本郷他）ライフライン再生（通信設備）		長期借入金 (2, 129)
・（柏）基幹・環境整備（キャンパス環境）		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (209)
・（本郷）総合研究棟改修（化学系）		民間出えん金（寄附） (0)
・（本郷）総合研究棟改修（法文学系）		
・（本郷）総合研究棟改修（工学系）		
・（医病）基幹・環境整備（EV）		
・（駒場）総合研究棟（教養教育）		
・（東海）国際交流会館改修		
・（医病）病棟（Ⅱ期）		
・（本郷）アカデミックコモンズ		

<ul style="list-style-type: none"> ・ (本郷) 総合研究棟(理学系) ・ (本郷) 図書館改修 ・ (本郷) 総合研究棟改修 (薬学系) ・ (本郷) 武道場改修 ・ (本郷) 国際学術総合研究棟 (文系) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (農学系) ・ (本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (P F I) ・ (駒場Ⅱ) 駒場オープンラボラトリー施設整備事業 (P F I) ・ (本郷) (地震) 総合研究棟施設整備事業 (P F I) ・ (柏) 総合研究棟 (環境学研究系) 施設整備事業 (P F I) ・ (駒場Ⅰ) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業 (P F I) ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) 施設整備事業 (P F I) ・ 設備費 <p>【大学資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (白山) 小石川植物園囲障改修 ・ (豊島) 新豊島国際学生宿舎新営 ・ (目白台) 国際宿舎整備事業新営 <p>【長期借入金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (医病) 病棟 (Ⅱ期) <p>【国立大学財務・経営センター施設費交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模改修 <p>【他機関補助金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京キャンパス (仮称) 整備計画 		<p>他機関補助金等 (150)</p>
---	--	-----------------------

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・ 性別、年齢、国籍、障害の有無等にとらわれない、教職員の多様性を促進し、能力・適性に応じた雇用・人事を行う。
- ・ 国内外から多様で優れた教員を確保するため、年俸制をはじめとした柔軟な人事上の方策を進める。
- ・ 優秀な若手研究者のポスト確保及び人材流動性の向上のため、各種制度の運用を実施する。
- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。

(2) 人事育成方針

- ・「東京大学職員の人材育成の推進体制に関する基本方針」に基づき、職員の能力を最大限に向上させるための取組を行う。

(3) 人材交流

- ・職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。

(参考1) 平成26年度の常勤教職員数 6,225人
また、任期付教職員数の見込みを 1,426人とする。

(参考2) 平成26年度の人件費総額見込 87,592百万円

3 災害復旧に関する計画

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数